

これから運転免許を取得されるみなさんへ

平成 29 年 3 月 12 日に施行される道路交通法の改正により、準中型免許が新設されます。これとともに普通自動車運転免許で運転できる自動車の範囲が変更になりますのでお知らせします。

○ 普通免許で運転できる自動車の範囲が変更になります。



現行制度で普通免許を取得 (平成 29 年 3 月 11 日まで)		新法で普通免許を取得 (平成 29 年 3 月 12 日以降)
5,000 キログラム未満	→ 車両総重量 →	3,500 キログラム未満
3,000 キログラム未満	→ 最大積載量 →	2,000 キログラム未満
10 人以下	乗車定員	10 人以下

これにより、今後駆け込みでの入校生が増加し、混雑により法改正前までに免許証を取得できない恐れがあります。お早めに入校されますようお願いいたします。

○ 準中型免許が新設されます



現行では、例えば 2t クラスの貨物自動車に冷凍装置やクレーンなどを架装した場合、車両総重量が現行の普通免許で運転することができない 5,000 キログラム以上になることがあります。この場合、現在は中型免許が必要で、20 歳以上と 2 年以上の運転経験が必要になります。

新法では、準中型免許が新設され、18 歳で運転経験なしにこの免許を取得することができます。また、現在の道交法で普通免許を所持している方は、新法では「準中型 (5 t 限定) 免許」とみなされ、「限定解除」という方法で準中型自動車を運転できることになる予定です。

○ 新法での免許制度 (平成 29 年 3 月 12 日施行)

免許区分	車両総重量	最大積載量	乗車定員	取得可能年齢	運転経験年数
大 型	11 トン以上	6.5 トン以上	30 人以上	21 歳以上	3 年以上
中 型	11 トン未満	6.5 トン未満	29 人以下	20 歳以上	2 年以上
中 型 (8 t 限定)	8 トン未満	5 トン未満	10 人以下	—	(取得不可)
準中型	7.5 トン未満	4.5 トン未満	10 人以下	18 歳以上	—
準中型 (5 t 限定)	5 トン未満	3 トン未満	10 人以下	—	(取得不可)
普 通	3.5 トン未満	2 トン未満	10 人以下	18 歳以上	—